第一種階級章	一等陸佐から三等陸尉まで	金色短ざく形の金属板と金色桜星章を組み合せたものとする。
	准陸尉	金色短ざく形の金属板とする。
	陸曹長から三等陸曹まで	いぶし金色の金属台の上に金色桜星章一個及び浮き彫りの金色の線を配したものとする。
	陸士長から二等陸士まで	冬服上衣又は夏服上衣と同じ地質の台地を金色モールで縁どりし、V字形金色モールをつけ、その上位に金色の桜花一個をつけたものとする。
	形状及び寸法は、各階級別に、別表第二㈠イの階級章甲と同じとする。	
第二種階級章	別表第二㈡イの階級章と同じとする。	
第三種階級章	別表第二㈠イの階級章（乙）に一等陸佐から准陸尉までは金色、陸曹長から三等陸曹までは銀色、陸士長以下は赤色の糸で刺しゅう又は織り出したもので、両端を縁どりしたものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。	
第一種バンド	別表第二㈠イのバンドと同じとする。	
第二種バンド	別表第二㈡イのバンドと同じとする。	
第一種ベルト	白色の革製とし、前章は、金色金属製とする。形状及び寸法は、図のとおりとする。	
第二種ベルト	別表第二㈡イのベルトと同じとする。	
打楽器用手袋	白色の革製とする。形状は、図のとおりとする。	
防寒用手袋	白色の革製とする。形状は、図のとおりとする。	
幹部候補者き章	別表第二㈠イの幹部候補者き章と同じとする。	
陸曹候補者き章	別表第二㈠イの陸曹候補者き章と同じとする。	

冬服ズボン及び夏服ズボン

